

明治32年度 同文 手当金 119 円給与
（同年12月21日 内務省発令）
同33年度 同文 手当金 203 円給与
（同年12月24日 内務省発令）
同34年度 同文 手当金 173 円給与
（同年12月25日 内務省発令）
同35年度 同文 手当金 230 円給与
（同年12月26日 内務省発令）
同36年度 同文 手当金 200 円給与
（同年12月21日 文部省発令）
同38年度 同文 手当金23円給与
（同年12月18日 文部省発令）
同39年度 同文 手当金20円給与
（同年12月13日 文部省発令）
明治39年 4 月20日 同上 内閣発令
内閣発令には正七位渡辺晋三と書かれており給与については記されていない。
明治40年度 同文 手当金50円給与
（同年12月16日 文部省発令）
明治41年度 同文 手当金45円給与
（同年12月11日 文部省発令）
明治42年度 同文 手当金49円給与
（同年12月10日 文部省発令）
辞令を見るに明治22年～25年のものと、37年のものが見当らないが、先生がその間、委員をされていたが、辞令のみ紛失したのか不明である。また明治21年～35年までは内務省、明治36年以降は文部省より発令されており、同39年は内閣辞令が発せられておるのが特色である。また同42年12月発令のものが最後であるが、先生は同年8

月癌腫に罹り、12月11日逝去されている。そして発令は12月10日となっておる。なお当日従6位の紋勲の文字の入っているのが感銘深い事柄である。

給与に関しては31年までは各年度異なるが、平均金100円以下で、明治32年に金119円、翌年203円となり、その次の年に金173円、同36年に度金200円となっている。然れども明治38年度に至り金23円になっているが、この場合他に副給与があったかは明確でない。すなわち平均金200円位の辞令が2通あり、その一部が残っているのか、当時の省給与令内規を見ないと判明しないことである。

あとがき

1) 家系については成書に見ないものであり、先生の子孫の在りかたを知るも、また史的価値あるものと思考する。

2) 渡辺委員の辞令に於て各年度に渉り紹介したが、一部不明のものがあり、辞令もこれに伴い示すことが出来なかった。

3) 先生の辞令を見るに時として金100円～200円を超え、また或る時は金50円以下の時もあるが、辞令のありかたとして給与面で同年次に高額と低額の2通あったものか、1通ですませたものか解明出来なかった。従って此の点などにつき読者によりこれを補足し御教示賜われば幸いである。

4) 先生の給与の低額時を見ても、相当の高級であり、高額の場合はまさに垂涎の至りである。

5) 本稿を終わるに当り多数の資料を提供賜わった。令孫協屋和夫氏に深尽の感謝の意を表する。